

京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱

平成21年6月2日	制定
平成23年9月16日	改正
平成27年4月1日	改正
平成27年6月1日	改正
平成28年4月1日	改正
平成31年4月1日	改正
令和2年9月3日	改正
令和3年4月1日	改正
令和4年2月20日	改正
令和4年10月1日	改正
令和5年4月1日	改正
令和6年4月1日	改正
令和7年4月1日	改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 認定の手続（第3条～第15条）
- 第3章 認定基準（第16条～第17条）
- 第4章 その他（第18条～第21条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、法に基づく認定等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 長期使用構造等適合確認 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第6条の2の規定に基づく長期使用構造等であることの確認を受けたものをいう。
- (2) 認定基準 法第6条第1項第1号から第8号までの基準をいう。
- (3) 性能評価機関 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (4) 住宅型式性能認定 品確法第31条第1項の規定による住宅型式性能認定をいう。
- (5) 認証型式住宅部分等 品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等をいう。

第2章 認定の手続

（事前協議）

第3条 法第5条第1項から第7項までの規定により、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、認定申請をしようとする日の21日以上前（法第6

条第2項の規定による申出をしようとする場合は、認定申請をしようとする日の35日以上前)までに、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、長期使用構造等適合確認を受ける場合は、この限りではない。

- (1) 建物の用途
- (2) 法第6条第1項第2号に規定する基準への適合性
- (3) 法第6条第1項第3号に規定する基準への該当の有無
- (4) 法第6条第1項第4号に規定する基準への該当の有無
- (5) 手数料額

2 前項の事前協議は、事前協議書(第1号様式)1部に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 各階平面図
- (3) 床面積求積図
- (4) 断面図又は立面図(建築物の高さが確認できるものに限る。)
- (5) 別表第1の(1)(7)欄に掲げる住宅の場合、同表(1)(4)に掲げる図書
- (6) 別表第1の(2)(7)欄に掲げる住宅の場合、同表(2)(4)に掲げる図書
- (7) 建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書に相当する書類(法第6条第2項の規定による申出をしようとする場合に限る。)

3 市長は、第1項の事前協議を受けた場合は、その結果を認定申請者に通知するものとする。

(認定内容変更事前協議)

第4条 法第8条第1項の規定により、認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請(法第9条第1項に規定する事由による申請を除く。以下「変更認定申請」という。)をしようとする者(以下「変更認定申請者」という。)は、変更認定申請をしようとする日の21日以上前(法第6条第2項の規定による申出をしようとする場合は、変更認定申請をしようとする日の35日以上前)までに、市長に事前協議を行うものとする。ただし、長期使用構造等適合確認を受ける場合は、この限りではない。

2 前項の事前協議は、認定内容変更事前協議書(第2号様式)1部に変更前と変更後の図書を添えて行うものとする。

3 市長は、第1項の事前協議を受けた場合は、その結果を変更認定申請者に通知するものとする。

第5条 (削除)

(認定申請等)

第6条 認定申請は、認定申請書の正本1部及び副本2部(当該申請に係る住宅が長期使用構造等適合確認を受けた場合は、正本及び副本各1部)に、第7条に規定する添付図書を添えて行うものとする。

2 変更認定申請は、変更認定申請書の正本1部及び副本2部(当該申請に係る住宅が長期使用構造等適合確認を受けた場合は、正本及び副本各1部)に、第7条に規定する添付図書のうち変更に係るものを添えて行うものとする。

(添付図書)

第7条 規則第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、別表第1(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定める図書とする。

2 規則第2条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、別表第2(ア)欄の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に定める図書とする。

(審査の委託)

第8条 市長は、認定申請又は変更認定申請があった場合は、認定に係る審査の一部を、性能評価機関に委託することができる。ただし、長期使用構造等適合確認を受けた場合を除く。

(申請書等の補正)

第9条 前条の規定により市長が審査を委託した場合において、当該委託をした後に、認定申請書又はその添付図書に関して補正を要する事項が明らかとなったときは、市長は当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により認定申請を行った者に行わせることができる。

(みなし確認の申出)

第10条 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出は、第6条の申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1部及び副本2部を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申出において、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準(以下「特定構造計算基準等」という。)に適合するかの審査を要する場合は、当該申出は、任意判定結果通知書(指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた判定を行った結果を記載した通知書をいう。)の写し、当該判定を行った図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、同項ただし書に規定する建築主事又は建築副主事が特定構造計算基準等に適合するかどうかの審査を行う場合はこの限りではない。

(計画の通知)

第11条 市長は、法第6条第2項の規定による申出を受けた場合は、長期優良住宅建築等計画通知書(第3号様式)に長期優良住宅建築等計画を添えて建築主事又は建築副主事に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 認定申請者又は変更認定申請者は、当該申請を取り下げようとする場合は、長期優良住宅建築等計画等の認定申請取下げ届(第4号様式)1部を市長に提出するものとする。

(建築等の取りやめ)

第13条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめようとする場合は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(第5号様式)1部に、認定通知書(計画変更認定を受けた者にあつては、変更認定通知書)を添えて市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第14条 市長は、認定申請又は変更認定申請の内容が認定基準に適合しないと認める場合は、長期優良住宅建築等計画等を認定しない旨の通知書(第6号様式)により認定申請者又は変更認定申請者に通知するものとする。

(承認しない旨の通知)

第15条 市長は、法第10条の規定による承認の申請があつた場合において、これを承認しないときは、認定長期優良住宅に係る地位の承継を承認しない旨の通知書(第7号様式)により法第10条の規定による承継の申請者に通知するものとする。

第3章 認定基準

(居住環境の維持及び向上に関する基準)

第16条 法第6条第1項第3号に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設内に計画建物が含まれていないこと。ただし、事業の施行の支障とならないものはこの限りではない。
- (2) 都市計画法第12条の4第1項各号に規定する地区計画等のうち、同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画が定められている区域内において、同法第58条の2に規定する建築等の届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- (3) 文化財保護法第143条に規定する伝統的建造物群保存地区内において、京都市伝統的建造物群保存地区条例第4条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。
- (4) 景観法第61条に規定する景観地区(美観地区及び美観形成地区)内において、同法第63条に規

定する認定が必要な場合には、当該認定を受けていること。

- (5) 京都市景観計画に規定する建造物修景地区内において、景観法第16条に規定する届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- (6) 京都市眺望景観創生条例第6条第1項第1号に規定する眺望空間保全区域内において、同条例第9条に規定する認定が必要な場合には、当該認定を受けていること。
- (7) 京都市眺望景観創生条例第6条第1項第2号に規定する近景デザイン保全区域又は同項第3号に規定する遠景デザイン保全区域の区域内において、同条例第11条に規定する届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- (8) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区内において、京都市風致地区条例第2条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。
- (9) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条に規定する歴史的風土保存区域(次号に規定する歴史的風土特別保存地区を除く。)内において、同法第7条に規定する行為の届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- (10) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条に規定する歴史的風土特別保存地区内において、同法第8条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。
- (11) 京都市自然風景保全条例第7条に規定する第1種自然風景保全地区又は第2種自然風景保全地区内において、同条例第9条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。
- (12) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条に規定する近郊緑地保全区域(次号に規定する特別緑地保全地区を除く。)内において、同法第8条に規定する届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。
- (13) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第6条に規定する特別緑地保全地区内において、都市緑地法第14条に規定する許可が必要な場合には、当該許可を受けていること。
- (14) 建築基準法第70条第1項に規定する建築協定区域内においては、当該建築協定を運営する運営委員会の承認が必要な場合には、当該承認を受けていること。
- (15) 京都市市街地景観整備条例第48条第1項の規定による認定を受けた市街地景観協定の協定区域内において、同条例第49条に規定する届出が必要な場合には、当該届出が行われていること。

(自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮に関する基準)

第17条 法第6条第1項第4号に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域内に計画建物が含まれていないこと。
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域内に計画建物が含まれていないこと。
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に計画建物が含まれていないこと。

第4章 その他

(報告の徴収)

第18条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書(第8号様式)1部に、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に基づく検査済証の写しを添えて市長に報告しなければならない。ただし、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事にあたって、同法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に定める確認の申請を要しない場合は、この限りでない。

2 法第12条の規定による報告を求められた認定計画実施者は、認定長期優良住宅状況報告書(第9号様式)1部を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第19条 法第13条第1項及び第2項の規定による改善命令は、認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に関する改善命令書（第10号様式）により行う。

（認定の取消し）

第20条 法第14条第1項の規定による認定の取消しは、認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定取消通知書（第11号様式）により行う。

（調査の協力）

第21条 申請者及び認定計画実施者は、本市が行う長期優良住宅建築等計画等の認定等に係る調査に協力しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

規則第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書

	(ア)	(イ)
(1)	住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅の部分を含む住宅（長期使用構造等適合確認を受けた場合を除く。）	住宅型式性能認定書の写し（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能確認書を含む。）
(2)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅（長期使用構造等適合確認を受けた場合を除く。）	型式住宅部分等製造者認証書の写し
(3)	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合（長期使用構造等適合確認を受けた場合を除く。）	長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（登録試験機関が行う特別評価方法の認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）
(4)	第16条第1号に該当する場合（計画建物の敷地内に当該施設が含まれる場合に限る。）	都市計画施設内に計画建物が含まれていないことを示す都市計画施設証明書の写し又は都市計画法第53条第1項の許可書の写し
	同条第2号に該当する場合	地区計画の区域内における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）
	同条第3号に該当する場合	伝統的建造物群保存地区内における行為の許可通知書の写し
	同条第4号に該当する場合	景観法第63条第2項の認定証の写し
	同条第5号に該当する場合	建造物修景地区内で行う行為届の写し（担当課の受理印があるものに限る。）
	同条第6号に該当する場合	眺望空間保全区域内における建築等の認定通知書の写し
	同条第7号に該当する場合	近景デザイン保全区域又は遠景デザイン保全区域内における行為の建築等届の写し（担当課の受理印があるものに限る。）
	同条第8号に該当する場合	風致地区内における現状変更行為の許可申請書第1号様式－1（担当課の受理印があるものに限る。）及び許可通知書の写し
	同条第9号に該当する場合	歴史的風土保存区域内における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）
	同条第10号に該当する場合	歴史的風土特別保存地域内における行為の許可書の写し
	同条第11号に該当する場合	第1種自然風景保全地区又は第2種自然風景保全地区内における行為の許可通知書の写し

	同条第 1 2 号に該当する場合	近郊緑地保全区域における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）
	同条第 1 3 号に該当する場合	特別緑地保全地区内における行為の許可書の写し
	同条第 1 4 号に該当する場合	建築協定運営委員会の承認が得られたことを証する図書
	同条第 1 5 号に該当する場合	市街地景観協定の区域内における行為の行為届の写し（担当課の受理印があるものに限る。）
	第 1 7 条第 1 号から第 3 号に該当する場合（計画建物の敷地内に当該区域が含まれる場合に限る。）	地すべり防止区域内、急傾斜地崩壊危険区域内及び土砂災害特別警戒区域内に計画建物が含まれていないことを示す図書
(5)	増築又は改築をして認定申請する場合	検査済証の写しの他認定申請に係る住宅が建築基準法に適合していることを証する図書 第 1 9 条に規定する認定取消通知書の写し（新築時に法第 6 条第 1 項に基づく認定を受けている場合に限る。） 建設住宅性能評価書の他既築部分の仕様の根拠となる図書
(6)	その他	その他市長が必要と認める図書

別表第 2（第 7 条関係）

規則第 2 条第 3 項に規定する所管行政庁が不要と認める図書

	(ア)	(イ)
(1)	住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅の部分を含む住宅で、当該認定書の写し（住宅型式性能確認書を含む。）を添付した場合	当該認定書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
(2)	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅で、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付した場合	当該認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
(3)	その他	その他市長が不要と認める図書

第1号様式（第3条関係）

事前協議書

（あて先）京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話 （ ）

☐ 次の者を代理人と定め、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第3条第1項の規定による事前協議に関する一切の権限を委任します。

代 理 人	会社名等： 所 在 地： （担当者：	電話：（ ） 担当者連絡先：（ ）
☐ 代理人無し		

京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第3条第1項の規定により、次のとおり、長期優良住宅建築等計画等の認定について事前協議します。

1 建築（予定場所）	京都市 区
2 住宅の種類	1) 戸建て 2) 併用住宅 3) 長屋 4) 共同住宅
3 工事種別	1) 新築 2) 増築又は改築 3) 工事無し ☐ 建築基準法に適合している。 ☐ 新築時に長期優良住宅の認定を受けていない。 又は認定を取消している。 ☐ 増改築工事に性能向上工事を含む ☐ 建築基準法に適合している。 ☐ 新築時に長期優良住宅の認定を受けていない。 又は認定を取消している。
4 住宅の 構造・規模	1) 木造 2) S造 3) RC造 4) SRC造 5) その他（ ） 階 数：地上 階／地下 階 延 べ 面 積※1： m ² 40m ² 以上ある階※2： 階 m ² （内階段 m ² ） 最 高 高 さ： m
5 長期使用構造等であることの確認 又は 住宅性能評価	1) 長期使用構造等であることの確認 2) 住宅性能評価 3) なし 1) 済 2) 審査中 3) 未審査 機関名：
6 確 認 申 請	1) 済 2) 審査中 3) 未申請 4) 不要 機関名： 構造計算適合性判定 1) 要（判定結果通知書添付・主事等審査） 2) 不要
7 確認の特例	法第6条第2項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有

受付欄※3	認定手数料※4	年 月 日決定
備考	課長	係長 担当
年 月 日		
第 号	手 数 料 計 ￥	—
	認定申請手数料 ￥	—
担当氏名	確認申請手数料 ￥	—
	適判相当手数料 ￥	—

第1号様式（裏面）

京都市長期優良住宅建築等計画の認定に関する要綱第16条に係るチェックリスト※5

関係部署名		住宅の位置による規制の有無	手続の要、不要	
局名等	課名等			
都 市 計 画 局	都市計画課	☐ 都市計画法第58条の2（地区計画）	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 都市計画法第4条第6項（都市計画施設）	区域証明 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
	景観政策課	☐ 伝統的建造物群保存地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 景観地区（美観地区・美観形成地区） 地区名（ ）	認定手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 景観計画区域（建造物修景地区） 地区名（ ）	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
	景観政策課 又は 風致保全課	☐ 眺望空間保全区域	認定手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 近景デザイン保全区域	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 遠景デザイン保全区域（3キロメートル以内）	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
	風致保全課	☐ 市街地景観協定区域	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 風致地区（第 種）	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 歴史的風土保存区域	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 歴史的風土特別保存地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 自然風景保全地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 近郊緑地保全地区	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
	その他	☐ 特別緑地保全地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
各建築協定 運営委員会		☐ 建築協定区域（ ☐ 区域内 ☐ 隣接地） 区域名（ ）	協議 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要

京都市長期優良住宅建築等計画の認定に関する要綱第17条に係るチェックリスト

災害配慮	「地すべり防止区域」内に計画建物が含まれていないこと	☐ 確認済 ☐ 未確認
	「急傾斜地崩壊危険区域」内に計画建物が含まれていないこと	☐ 確認済 ☐ 未確認
	「土砂災害特別警戒区域」内に計画建物が含まれていないこと	☐ 確認済 ☐ 未確認

事前協議に係る添付図書チェックリスト

添付図書※6
☐ 付近見取図 ☐ 各階平面図 ☐ 床面積求積図 ☐ 立面図又は断面図（高さが確認できるものに限る。） ☐ 住宅型式性能認定書の写し ☐ 型式住宅部分等製造者認証書の写し （ただし、法第6条第2項の規定による申出をしようとする場合、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書に相当する書類を併せて提出すること。）

（注意）

- ※1印欄は、申請に係る建築物の建築基準法第施行令第2条第3号の床面積の合計を記入してください。
- ※2印欄は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号に規定する基準における面積を記入してください。
- ※3印欄及び※4印欄は記入しないでください。
- ※5のリストは、該当する□にレ印を記入するとともに、該当する地区名又は区域名を記入してください。
- ※6印欄は、添付した図書の□にレ印を記入してください。

第2号様式（第4条関係）

認定内容変更事前協議書

（あて先）京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話 （ ）

☐ 次の者を代理人と定め、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第4条第1項の規定による認定内容変更事前協議に関する一切の権限を委任します。	
代 理 人	会社名等： 所 在 地： 電話： （ ） （担当者： 担当者連絡先： （ ）
☐ 代理人無し	

京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり長期優良住宅建築等計画等の変更について事前協議します。

1 建築（予定場所）	京都市 区
2 変更前の認定番号 及び認定年月日	第 号 年 月 日
3 工事種別	1) 新築 2) 増築又は改築 3) 工事無し
4 変更内容 変更前と変更後の図面等を 添付してください（変更部 分がわかるように明記）	
5 変更に係る長期使用 構造等であることの 確認又は住宅性能 評価	1) 長期使用構造等であることの確認 2) 住宅性能評価 3) なし 1) 済 2) 審査中 3) 未審査 4) 審査不要 機関名：
6 計画変更確認申請	1) 済 2) 審査中 3) 未申請 4) 申請不要 機関名： 構造計算適合性判定 1) 要（判定結果通知書添付・主事等審査） 2) 不要
7 確認の特例	法第6条第2項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有

※受付欄			
年 月 日		第 号	担当氏名
☐	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更		
☐	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条（第1号 第2号 第3号 第4号 第5号）による軽微な変更		
備考	変更認定手数料 年 月 日決定		
	課長	係長	担当
	手 数 料 計 ￥ —		
	変更認定申請手数料 ￥ —		
	計画変更確認申請手数料 ￥ —		
	適判相当手数料 ￥ —		

（注意）※印欄は記入しないでください。

第2号様式（裏面）

京都市長期優良住宅建築等計画の認定に関する要綱第16条に係るチェックリスト

担当部署名		住宅の位置による規制の有無	変更手続の要、不要	
局名等	課名等			
都 市 計 画 局	都市計画課	☐ 都市計画法第 5 8 条の 2 （地区計画）	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 都市計画法第 4 条第 6 項（都市計画施設）	区域証明 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
	景観政策課	☐ 伝統的建造物群保存地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 景観地区（美観地区・美観形成地区） 地区名（ ）	認定手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 景観計画区域（建造物修景地区） 地区名（ ）	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
	景観政策課 又は 風致保全課	☐ 眺望空間保全区域	認定手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 近景デザイン保全区域 ☐ 遠景デザイン保全区域（3 キロメートル以内）	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 市街地景観協定区域	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
	風致保全課	☐ 風致地区（第 種）	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 歴史的風土保存区域	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 歴史的風土特別保存地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 自然風景保全地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 近郊緑地保全地区	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
		☐ 特別緑地保全地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要
その他	各建築協定 運営委員会	☐ 建築協定区域（ ☐ 区域内 ☐ 隣接地） 区域名（ ）	協議 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 不要

(注意) 該当する□にレ印を記入するとともに、該当する地区名又は区域名を記入してください。

京都市長期優良住宅建築等計画の認定に関する要綱第17条に係るチェックリスト

災害配慮	「地すべり防止区域」内に計画建物が含まれていないこと	☐ 確認済 ☐ 未確認
	「急傾斜地崩壊危険区域」内に計画建物が含まれていないこと	☐ 確認済 ☐ 未確認
	「土砂災害特別警戒区域」内に計画建物が含まれていないこと	☐ 確認済 ☐ 未確認

年 月 日

長期優良住宅建築等計画通知書

建築主事又は建築副主事 様

京都市長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）による申出がありましたので、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第11条の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画を通知します。

1 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付番号

第 ー 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定申請受付年月日

年 月 日

3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

4 認定に係る住宅の位置

5 長期優良住宅建築等計画

別添のとおり

第4号様式（第12条関係）

長期優良住宅建築等計画等の認定申請取下げ届

年 月 日

（あて先）

京都市長

届出者 住 所

氏 名

下記の認定の申請を取り下げますので、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第12条の規定に基づき届け出ます。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 確認の特例の有無（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項に基づく申出）

有 無

3 申請に係る住宅の位置

4 取下げ理由

※ 受 付 欄	※ 備 考
年 月 日	
第 一 号	
担当氏名	

（注意） 1 ※印欄は記入しないでください。

2 届出者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第5号様式（第13条関係）

認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

（あて先）

京都市長

認定計画実施者 住 所

氏 名

下記の認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第13条の規定に基づき申し出ます。

記

1 認定長期優良住宅の認定番号

第 一 号

2 認定長期優良住宅の認定年月日

年 月 日

3 確認の特例の有無（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項に基づく申出）

有 無 （確認年月日・番号 ）

4 認定に係る住宅の位置

5 取りやめ理由

※ 受 付 欄	※ 備 考
年 月 日	
第 一 号	
担当氏名	

（注意） 1 ※印欄は記入しないでください。

2 認定計画実施者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第6号様式（第14条関係）

長期優良住宅建築等計画等を認定しない旨の通知書

年 月 日

様

京都市長

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第14条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

第7号様式（第15条関係）

認定長期優良住宅に係る地位の承継を承認しない旨の通知書

年 月 日

様

京都市長

別添の承認申請書の申請は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第15条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

第8号様式（第18条関係）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

年 月 日

（あて先）京都市長

認定計画実施者 住 所

氏 名

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号（※変更認定申請を行った場合は変更認定番号も記入）
第 ー 号 （※第 ー 変 号）
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日（※変更認定申請を行った場合は変更認定年月日を記入）
年 月 日 （※ 年 月 日）
- 3 認定に係る住宅の位置

（地名地番）京都市 区
- 4 認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築が完了したことを確認した建築士等
（ 級）建築士 （ ）登録 第（ 号）
住所
氏名
（ 級）建築士事務所 （ ）知事登録 第（ 号）
名称
所在地
- 5 軽微な計画変更の内容（別紙でも可）

※受付欄	※ 備 考
年 月 日	
第 号	
担当氏名	

- （注意）1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 認定計画実施者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 3 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に基づく検査済証の写しを添付してください（認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が同法第6条第1項及び同法第6条の2第1項に定める確認申請を不要とする場合を除く。）。

認定長期優良住宅状況報告書

年 月 日

(あて先)
京都市長

認定計画実施者 住 所
氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、報告の求めのあった下記の認定長期優良住宅の建築工事又は維持保全の状況について、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第18条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 認定長期優良住宅の認定番号
第 ー 号
- 2 認定長期優良住宅の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
京都市 区
- 4 建築又は維持保全の内容

※ 受 付 欄	※ 備 考
年 月 日	
第 号	
担当氏名	

(注意) 1 ※印欄は記入しないでください。
2 認定計画実施者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載してください。

第10号様式（第19条関係）

認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に関する改善命令書

年 月 日

様

京都市長

印

下記の認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第13条第1項、第2項及び第3項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

記

- 1 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定番号
第 ー 号
- 2 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
京都市 区
- 4 命ずる措置
- 5 改善の期限

第11号様式（第20条関係）

認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定取消通知書

年 月 日

様

京都市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

記

- 1 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定番号
第 ー 号
- 2 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
京都市 区
- 4 理由